

山梨県個人情報保護条例改正後の内容

改正項目	一般の個人情報(従来どおり)	特定個人情報(新)	情報提供等記録(新)
			
定義 (条例2条5,6,7,8号)	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの 個人情報の定義には、特定個人情報及び情報提供等記録も含まれる。	個人番号をその内容に含む個人情報	特定個人情報を行政間でやりとりした際に記録する情報照会者・提供者の名称や照会・提供された特定個人情報の項目等についての情報
取得の制限 (条例5条)	・センシティブ情報の取得について、犯罪予防、交通取締り等を目的として取得できる。 ・本人以外からの取得について、本人の同意、出版等により公にされていること等を理由として取得できる。	・センシティブ情報の取得については、番号利用法等の法令等に規定がある場合に限る。 ・本人以外からの取得については、番号利用法等の法令等に規定がある場合に限る。	同左
利用及び提供の制限 (条例10条1項、10条の2)	下記以外の目的外利用は禁止 本人の同意がある場合 実施機関の内部利用で相当の理由がある場合 専ら統計の作成、学术研究の目的の場合 明らかに本人の利益になる場合 犯罪の予防等特別な理由がある場合 山梨県個人情報保護審議会が認めた場合	番号利用法に規定する下記以外の目的外利用は禁止 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難な場合 (提供の制限は、番号利用法を直接適用し、条例では定めない。)	目的外利用については、一切禁止 (提供の制限は、番号利用法を直接適用し、条例では定めない。)
オンライン結合による提供を可能とする(条例11条1項、21項)	法令等に基づかないオンライン結合による情報提供を行う場合には、山梨県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない(H P等への公表を想定)。	番号利用法等の法令等に規定がある場合には、オンライン結合による情報提供ができることを明記した(情報提供ネットワークシステムによる情報の提供を想定)	同左
保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求(注1)(条例12条)	個人情報の適切な管理ために必要な措置を講ずることを求める。	番号利用法に規定する提供が可能な場合に措置要求を認める。	情報提供等記録については、提供を受ける者が本人以外に想定されないため、措置要求の規定を適用除外とする。
開示、訂正、利用停止請求権(条例14条2項、15条2項、16条21項、29条2項、30条2項、37条2項、38条2項)	開示、訂正、利用停止請求は、本人、法定代理人にしか認めない。	開示、訂正、利用停止請求は、本人、法定代理人に加え、任意代理人にも認める。 マイナポータル(注2)の利用が困難な者が想定されるため。	開示、訂正請求は、本人、代理人に加え、任意代理人にも認める。 利用停止請求については番号利用法上認められていない。
開示・訂正時の移送(条例23条1項、35条1項)	・開示(訂正)請求があった際、他の実施機関が開示決定をすべきものである場合は、他の実施機関に「移送」する。	同左	情報提供等記録については、移送が想定されない。
他の法令による開示の実施との調整(条例28条1項)	他の法令等により開示請求ができる場合は、条例による開示請求はできない。	他の法令等により開示請求ができる場合でも、条例による開示請求ができる。 マイナポータルによる開示請求は他の法令等による開示請求にあたるが、それをもって通常の開示請求を排除しない。	同左
訂正の通知先(条例36条)	個人情報の訂正の決定をした場合は、情報の提供先に通知する。	同左	情報提供等記録の訂正の決定をした場合は、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に通知する。
利用停止の請求の条件(条例37条1項、2項)	目的の範囲を超えた個人情報の保有等に対し、利用停止を請求することができる。	一般の個人情報における利用停止の請求に加え、番号利用法が認める場合にも認める。	情報提供等記録については、利用停止請求を認めない。

(注1)措置要求:第三者に個人情報を提供する場合に、目的外の利用や漏えいを防止するために相手方に求める措置

(注2)マイナポータル:行政機関が自分の特定個人情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるシステム